

誰もが安心して暮らすことのできるまち 新宿



安全・安心まちづくり

～誰もが安心して暮らすことのできるまち 新宿～

平成 27 年 3 月発行

編集・発行 新宿区区长室危機管理課
〒160-8484 新宿区歌舞伎町 1-4-1
電話 5273-4592 (ダイヤルイン)
E-mail アドレス : bosai@city.shinjuku.lg.jp
ホームページ : <http://www.city.shinjuku.lg.jp/>

制作・印刷 株式会社信英堂

印刷物作成番号 2014-19-2010

この印刷物は、業者委託により 4,000 部印刷製本しています。その経費として、1部あたり 189 円(税込み)がかかっています。ただし、編集時の職員人件費や配送経費などは含んでいません。

古紙パルプ配合の再生紙を使用しています。

 新宿区
SHINJUKU CITY

はじめに

安全で安心して暮らせるまちづくりは、みんなの願いです。

近年、この新宿区を、自らの手で犯罪から守り、「誰もが安心して暮らせるまち、訪れる人にとっても心から愛着の持てるまちにしよう」という取組みが各地域に広がり、犯罪抑止に着実な成果を上げています。

これらの取組みは、区民や事業者のみなさんが「自分たちのまちは自分たちで守る」という自主防犯意識を持ち、警察や区と協力・連携して防犯活動に取り組むことが大切です。

新宿区では、区内警察署との連携を密にしながら、区民や事業者のみなさんが行う自主防犯活動を支援し、安全で安心して暮らせるまちづくりを積極的に推進しています。

この冊子では、区内の犯罪情勢や区取組み等について掲載しておりますので、既に防犯活動を始めている方はもちろんのこと、「これから防犯活動を始めよう」と検討されている方や、「防犯活動を始めたいが迷っている」という方にも是非お読みいただき、少しでもみなさんの後押しができればと考えております。



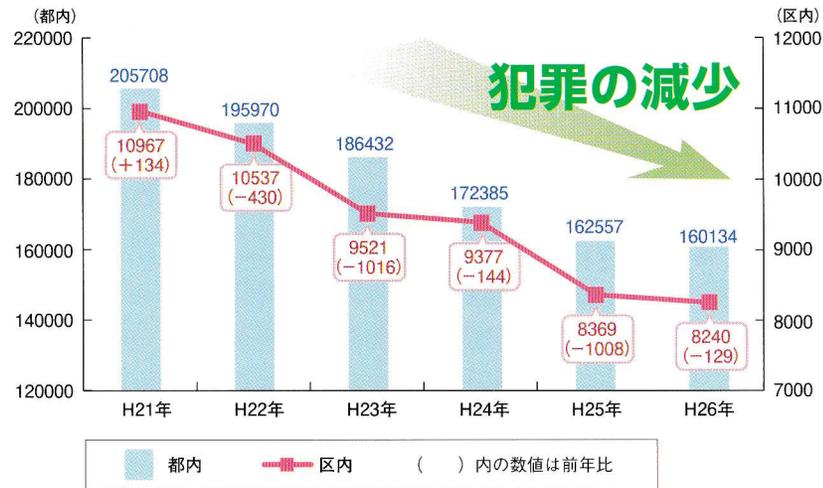
C O N T E N T S

● 区内における刑法犯発生状況	4
都内・区内における全刑法犯認知件数の推移	4
平成 26 年区内発生刑法犯の割合	4
区内における主な犯罪の推移	5
● 安全・安心に関する取組み	6
自主防犯活動を始めませんか	6
支援内容～みなさんの活動を支援します～	6
防犯カメラ設置に対する補助事業	10
落書き消去剤の貸し出し	12
しんじゅく安全・安心情報ネット	14
● 客引き行為等の防止	16
条例施行の経緯	16
禁止となる行為	16
禁止とならない行為	17
● 暴力団排除	18
条例の基本理念	18
条例の概要	18
● 危険ドラッグ撲滅	20
● 振り込め詐欺等	22
● 侵入窃盗	24
● ひったくり	25
● 万引き	26
● 自転車盗	27
● 新宿区民の安全・安心の推進に関する条例	28
● 安全推進地域活動重点地区（100 団体）	32
● 防犯ボランティアグループ（42 団体）	34

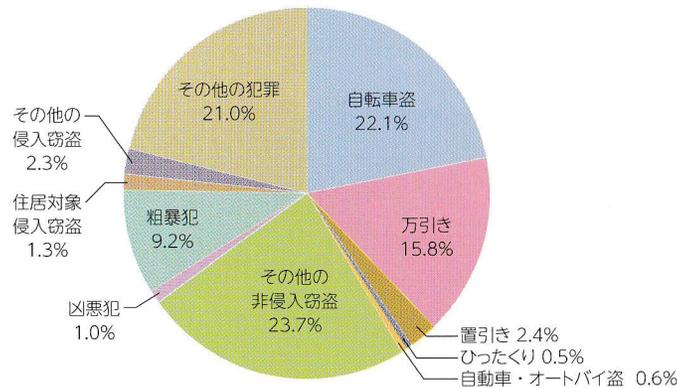
区内における刑法犯発生状況

区内の刑法犯認知件数は近年減少傾向にあり、安全で安心して暮らせるまちづくりが着実に推進されています。

都内・区内における全刑法犯認知件数の推移



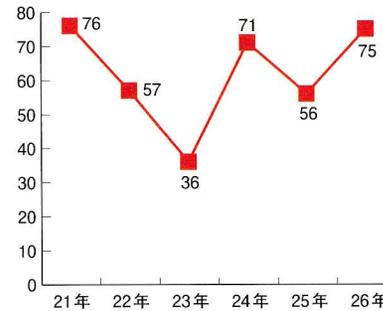
平成26年区内発生刑法犯の割合



- 凶悪犯～殺人・強盗・放火・強姦等の犯罪
- 粗暴犯～暴行・傷害・恐喝等の犯罪

区内における主な犯罪の推移

区内振り込め詐欺等



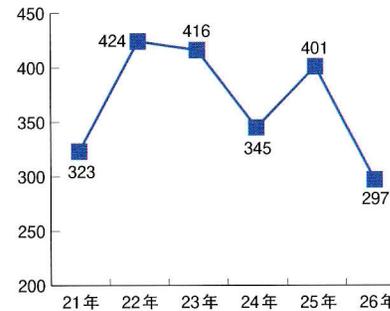
※振り込め詐欺とは、「オレオレ詐欺」「還付金等詐欺」「架空請求詐欺」「融資保証金詐欺」を言います。

※振り込め類似詐欺とは、「金融商品等取引」「ギャンブル必勝情報提供」「異性との交際あっせん」名目の詐欺を言います。

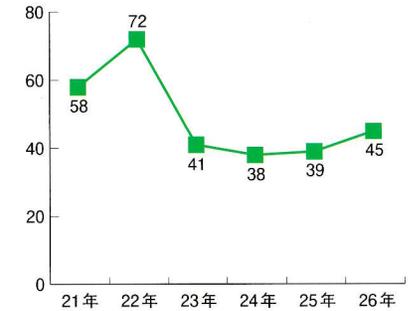
※平成24年から、新たに振り込め類似詐欺が追加となったため、区では「振り込め詐欺等」と総称しています。

※警察では、振り込め詐欺と振り込め類似詐欺を合わせて「特殊詐欺」と総称しています。

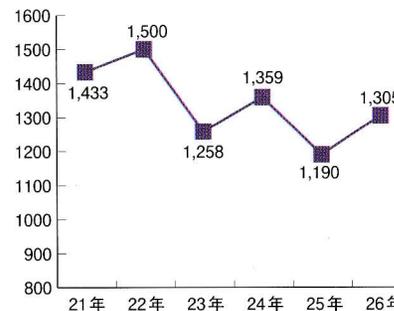
区内侵入窃盗



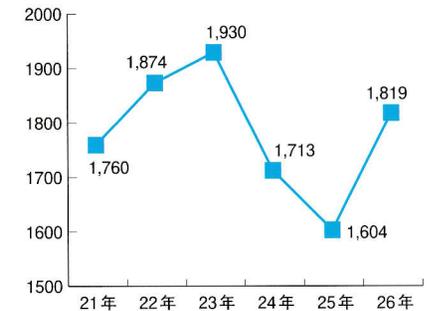
区内ひったくり



区内万引き



区内自転車盗



安全・安心に関する取組み

自主防犯活動を始めてみませんか？

現在、区内では「自分達のまちは自分達で守る」という強い意思を持ち、パトロールや子どもの見守り活動等、地域の安全を推進するための地域活動を実践している団体が、安全推進地域活動重点地区（以下「重点地区」という。）は100団体、防犯ボランティアグループは42団体あります。（32～34ページ参照）

区では、自主防犯活動を実施している町会や自治会、PTA、商店会、マンション理事会等の団体に対し、防犯資器材提供等の支援を行っています。

支援内容 ～みなさんの活動を支援します～

1 防犯資器材の提供

区では活動状況に合わせた防犯資器材の提供を行っています。

劣化による交換や、活動人員の増加に伴う追加もご相談ください。

- 防犯パトロール用 ベスト、キャップ
- 合図灯（赤・青の2色）
- 各種防犯ステッカー など



2 防犯活動推進連絡会の開催

年1回、各団体が集まる「防犯活動推進連絡会」を開催しています。

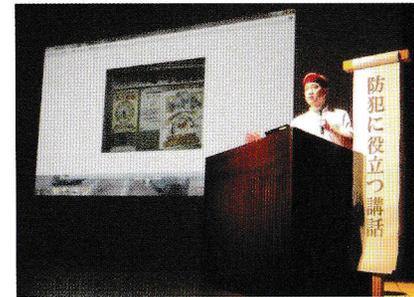
- 犯罪情勢等の情報提供
- 情報交換、互助連携 など



3 防犯リーダー実践塾

重点地区等の自主防犯活動の向上及び各種犯罪からの被害防止を目的に、年1回、防犯リーダー実践塾を開催しています。

平成26年12月2日に、角筈区民ホールにおいて、実践的な講習会を実施しました。



防犯に役立つ講話



振り込め詐欺実演劇

4 コミュニティ活動補償制度の適用

区民のみなさんが安心して地域コミュニティ活動が行えるよう、活動中のけがなどに対して、区が保険料を負担し、傷害や賠償責任を補償する制度があります。

この補償制度に対する区民のみなさんの事前の加入や登録の手続きは、必要ありません。

万が一、事故等に遭われた場合は、危機管理課までご一報ください。



5 重点地区等における協働事業の実施

重点地区等の活動強化を目的に、隣接する重点地区等が協働できるようまち歩き（危険箇所点検等）を行い、重点地区等の相互連携や人事交流等を推進する事業です。

平成26年度は、3地区において実施しました。



地域安全マップの講習会



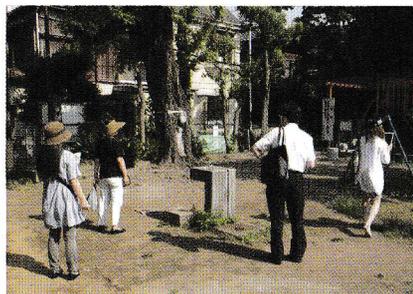
まち歩きの練習



地図作りの打合せ



戸塚第一小学校・戸塚第二小学校地区のまち歩き



戸塚第三小学校地区のまち歩き



西戸山小学校地区のまち歩き



完成・お披露目



防犯カメラ設置に対する補助事業

区では、重点地区を対象に、防犯カメラの整備に係る経費の一部（初期設置費用のみ）を補助する事業を行っています。

パトロール等の自主防犯活動を実践している重点地区が、街頭防犯カメラを設置することにより、ソフト・ハードの両面において、地域の防犯力を向上させようとする活動を補助するものです。

●対象とならないもの

- ①重点地区としての指定を受けていない団体が設置するもの
- ②マンションや駐車場等、専ら特定財産の保護を目的としたもの
- ③保守管理に係る経費、電気料金等の維持管理費用 など

各設置団体では、防犯カメラの運用規程を策定し、個人のプライバシー等に十分配慮した運用を行っています。

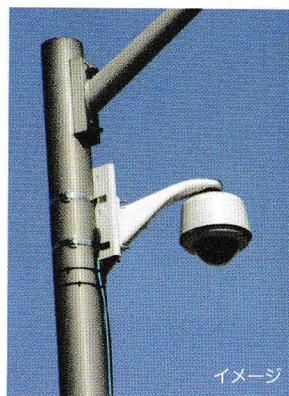
平成 16～26 年度末現在で、延べ 34 団体が街頭防犯カメラを設置し、安全・安心まちづくりのために運用しています。

●期待する効果

- 犯罪抑止力の向上
（カメラ本体とその設置を周知するステッカーによる表示）
- 犯罪検証・再発防止
- 早朝や深夜帯など、自主防犯活動の限界をカバーできる など

●注意すべき点

- 個人のプライバシーへの配慮
- 設置後も維持・管理費用がかかる など
- 防犯カメラは万能ではない



防犯カメラ設置状況

34 団体 358 台、平成 27 年 3 月末現在

年度	設置団体名	設置台数
16	新宿東口商店街振興組合、新宿双葉通り親和会	18
16	新宿大通商店街振興組合	16
16	新宿駅前商店街振興組合	29
16	大久保・百人町環境浄化対策協議会	3
17	新宿六丁目一新会	3
17	新宿大通り商店街振興組合	19
18	新宿中央通発展会	19
18	新宿サブナード商店会	13
18	新宿西口商店街振興組合	9
19	花園町会	16
20	オレンジコートショッピングセンター会	12
20	新宿東口商店街振興組合、新宿東南口親和会	16
20	新宿二丁目町会	16
20	四谷三丁目商店街振興組合	8
20	西新宿一丁目商店街振興組合	9
21	西新宿商興会振興組合	8
21	新宿三光商店街振興組合	8
22	末広通り商店会	18
23	神楽坂通り商店会	10
23	高田馬場西商店街振興組合	2
23	舟町町会	6
23	新宿一丁目町会	14
24	淀橋町会	3
24	牛込中央通り商店会	10
24	神楽坂商店街振興組合	7
24	西新宿一丁目商店街振興組合	9
24	ワセダグランド商店会	9
25	西早稲田文化町会	9
25	百人町三丁目町会	7
25	本多横丁商店会	7
26	下落合東町会	6
26	新宿広小路会	6
26	淀橋町会	4
26	高田馬場町会	9

※防犯カメラの補助事業を利用した団体のみ掲載しています。



落書き消去剤の貸し出し

安全・安心まちづくりの一環として、落書きの消去作業を支援しています。

落書きを放置することは、さらなる落書きを呼んだり、他の犯罪の誘因となるだけでなく、それを見た住民や通行人に不安を感じさせ、まちのイメージを悪化させます。

そこで、区では、まちの環境美化を促進し、感覚治安の向上につなげるため、所有者が自宅や塀などに書かれた落書きを消す際、その支援として落書き消去剤（スプレー剤）を無償で貸し出しています。



●貸出し対象

新宿区内に所在し、地域の住民や来街者が自由に通行することができる道路に面した塀や建物等に書かれた落書きを、建物等の所有者や管理者が自ら落書きを消去する場合

●落書き消去剤の特徴

- スプレー式で、1件につき1～1.5平方メートル程度の落書きの消去が可能です。
- 御影石、大理石、コンクリート、モルタル、磁器タイル、ガラス、金属パネル（シャッター等）に、ラッカースプレー、マジックインク、蛍光ペン、クレヨン、口紅等で書かれた落書きに有効です。

●注意点

- 建物等の所有者や管理者に断りなく、落書きを消去することはできません。（必ず消去できるわけではなく、汚損等する場合があります）
- 貸し出しには、申請書の提出が必要です。

落書き消去剤による消去手順

①落書き消去剤を吹きかける

下地の塗料が落ちないか、また、消去剤の効果を確認するため、まず落書きの一部のみにスプレーを噴射します。

問題がないことを確認した後、落書き全体にスプレーを噴射します。

落書きからは15～25センチくらい離します。



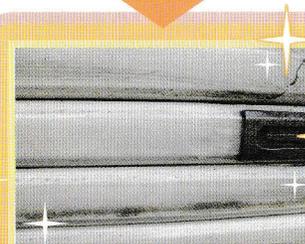
②消去剤を浸透させる

スプレー後、1～2分待ちます。状況により、ラップフィルムをかけると浸透が促進されます。

しばらくすると落書きが浮かび上がってきます。

③落書きをふき取る

ぼろきれ等を使って、落書きをふき取ります。効果が十分でない場合には、ブラシ等で擦ったり、再度スプレーを噴射する等します。



●注意点

スプレーを使用する場合には、通行人や車両等に消去剤が付着しないよう、周囲の状況に十分注意しましょう。

しんじゅく安全・安心情報ネット

新宿区では、警察や消防、地域等から入手した不審者や事件、火災に関する情報等を、携帯電話やパソコンにメール配信しています。

毎日の生活に役立てることはもちろん、自主防犯活動や地域における防犯啓発、子どもの安全確保のためにも、是非ご活用ください。

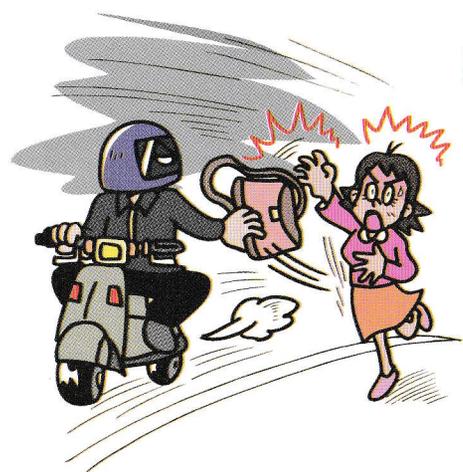
※被害者の精神的負担やプライバシーの侵害等を考慮しておりますので、全ての情報について配信するわけではありません。

☒不審者情報

不審者の声掛け事案など子どもの防犯に関するもの

●例文：

「……………において、児童が男に「公園に行こうよ」等と声を掛けられる事案が発生しました。不審者の特徴は……………です。子ども達には、いざという時に……………するように教えておきましょう」



☒事件情報

ひったくりや振り込め詐欺、公然わいせつ事件などの身近な事件に関するもの

●例文：

「……………において、帰宅途中の女性が、後方から近付いてきたオートバイ乗車の男に、右手に持っていたバッグをひたたくられました。犯人の特徴は……………です。ひったくり被害を防ぐためには……………ようにしましょう。」

☒その他の防犯情報

防犯イベント情報など防犯啓発に関するもの

●例文：

「現在、全国地域安全運動が実施されています。空き巣被害を防ぐためには……………に注意しましょう。」



☒火災情報

放火や連続火災に関するもの

●例文：

「……………において、ダンボール等が燃やされる事案が発生しました。放火を防ぐためには……………に注意しましょう。」

登録方法

- 1 カメラ機能付き携帯電話で右の二次元コードを読み取り、サイトに接続後、手順に従って登録してください。
- 2 下記メールアドレスに空メールを送り、返信されたメールに記載されている手順に従って登録してください。

t-shinjuku@sg-m.jp

■注意点

- 迷惑メール設定をしている場合は、事前に「anshin-shinjuku.jp」のドメインからの受信を許可する設定にしてください。
- 登録は無料ですが、メールの受信にかかる通信料は利用者のご負担となります。



客引き行為等の防止

条例施行の経緯

執拗な客引き行為や勧誘（スカウト）行為は、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」や東京都の「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」で規制されていますが、ここ数年、法律や都条例で規制されていない繁華街での居酒屋等の客引きが目立っています。こうした光景は、区民や新宿を訪れる方に不快感を与えています。また、客引き防止パトロールに取り組む商店会等も対応に苦慮してきました。

そこで、客引き行為等をなくし、誰もが安全で安心して楽しめるまちの実現を目指して、客引き行為等を規制する「新宿区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例」が、新宿区議会平成25年第2回定例会で可決され、平成25年9月1日から施行されました。

この条例は、法律や都条例で規制されていない、居酒屋、カラオケ店の客引きそのものを規制するとともに、路上スカウト行為、客やスカウトの相手方を待つ行為（うろつき、たたずみ、たむろなど）も禁止しています。

区は、地域の皆さんや警察との連携をさらに強化し、客引き行為等への指導を推進していきます。

禁止となる行為

① 客引き行為

通行人等不特定の人の中から相手方を特定して、居酒屋、カラオケ店、キャバクラ、ホストクラブ、ファッションヘルス等へ誘う客引き行為が禁止されます。



② 勧誘行為（路上スカウト）

通行人等不特定の人の中から相手方を特定して、キャバクラ・ファッションヘルスでの勤務や、アダルトビデオへの出演等について、勧め誘う勧誘行為が禁止されます。

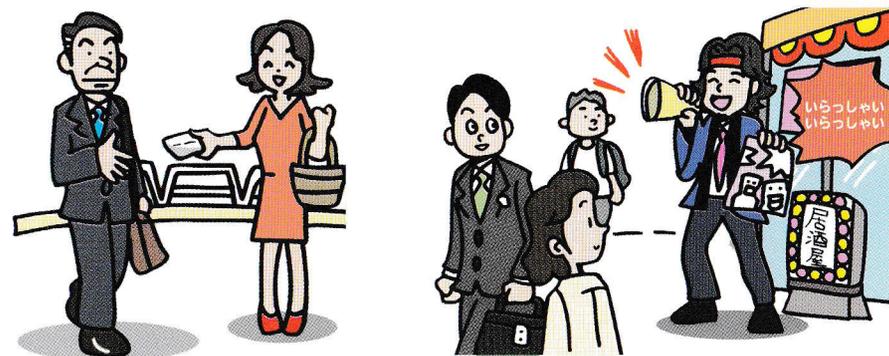
※相手方がそれに応じたか、応じないかは関係ありません。



③ 客待ち・勧誘待ち行為

左記①又は②の行為をする目的で、公共の場所で相手方を待つ行為（うろつき、たたずみ、たむろすること）が禁止されます。

禁止とならない行為



ティッシュ・チラシ配り

不特定多数の人にティッシュ・チラシを配布することは、本条例では禁止されていません。

※ただし、同時に興味を持って立ち止まった通行人に対して、値段交渉等をすれば、客引き行為に該当します。

呼び込み

店の前で「いらっしゃい、いらっしゃい」等と、不特定多数の人に呼び掛けることは、本条例では禁止されていません。

暴力団排除

近年の暴力団は、凶悪犯罪を繰り返し、また巧妙な資金獲得活動を行い、国民の生活や健全な社会経済活動に被害を及ぼしています。

こうした状況から、全国的に暴力団排除の気運が高まり、新宿区においても、区民の安全で平穏な生活を確保し、事業活動の健全な発展に寄与することを目的として、「新宿区暴力団排除条例」を平成24年12月1日に施行しました。

区民・事業者のみなさんは、次の基本理念に基づいて、社会全体で暴力団排除活動に取り組みましょう。

条例の基本理念

- 暴力団と交際しない
- 暴力団に金を出さない
- 暴力団を恐れない
- 暴力団を利用しない

条例の概要



区は、区民等の協力を得るとともに、警察などと連携を図りながら、暴力団排除活動に関する施策を推進します。

区民等の責務等 (6条1項2項)



- 1 区民・事業者は、暴力団排除活動に資すると認められる情報を知った場合には、区や警察に情報提供するとともに、区が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めます。
- 2 青少年の教育又は育成に携わるものは、青少年が暴力団に加入したり、暴力団による被害を受けることがないように、指導、助言等を行うよう努めます。

区の事務事業に係る措置 (10条)



公共工事や補助金の交付など、区の事務事業全般から、暴力団関係者を排除します。

生活保護に係る措置 (12条)



生活保護費が暴力団の活動を助長したり、運営に資することとならないよう、生活保護から暴力団員を排除します。

区民等の安全確保 (16条)



区長は、区の施設や公共の場所で行われる行事において、暴力団が威力を示す行為により区民等に危害を及ぼすおそれがある場合には、区民等の安全を確保するため、警察を要請するなど適切な対応をとります。

公の施設における措置 (11条)



公の施設の利用の目的や内容が、暴力団の活動を助長したり、運営に資すると認められる場合は、利用を拒否します。

区民等に対する支援 (14条)



区は、区民・事業者が暴力団排除活動に取り組むことができるよう、相談、助言等の支援を行います。

暴力団等に関する困りごと相談は

- 新宿区 危機管理課
03-5273-4236
平日 午前8時30分～午後5時
- お近くの警察署 組織犯罪対策課
 - 牛込警察署 03-3269-0110
 - 新宿警察署 03-3346-0110
 - 戸塚警察署 03-3207-0110
 - 四谷警察署 03-3357-0110
- (公財) 暴力団追放運動推進都民センター
フリーダイヤル 0120-893-240
平日 午前9時～午後5時

危険ドラッグ撲滅

危険ドラッグを吸引した男の運転する車が暴走し、死傷者を出すなど、悲惨な事件・事故が多発しました。

また、全国で危険ドラッグを濫用して死亡した疑いがある人が、平成24年は8人、平成25年は9人であったところ、平成26年は111人以上となり、大幅に増加しております。

こうした状況から、全国的に危険ドラッグ撲滅の気運が高まっており、新宿区においても、区民、事業者、東京都、警察等との連携を図り、若者に対する意識啓発をするとともに、危険薬物撲滅特定地区を指定するなど、区内で、危険ドラッグを販売させない対策について規定した、危険ドラッグ撲滅に向けた条例を制定し、健全な地域社会の実現を図っていきます。

●危険ドラッグとは？

危険ドラッグには、液体、粉末、葉片等の様々な形状のものがあり、店舗やインターネット上の販売サイト等で、「お香」「アロマ」「合法ハーブ」等と称して販売されています。

その成分は、麻薬や覚せい剤等と同様の成分が含まれており、人体にとって大変有害です。

●危険ドラッグを使用すると、どうなるの？

危険ドラッグを使用すると、意識障害、嘔吐、けいれん、呼吸困難等の症状を引き起こすおそれがあります。それどころか、麻薬や覚せい剤より危険な成分が含まれていることもあり、どんな危険性があるのかわかりません。また、何度でも繰り返し使いたくなる「依存性」があるため、取り返しのつかないこととなります。



●危険ドラッグの取締り

これまでの薬事法は、危険ドラッグの流通を防ぐため、1,400種類以上の危険な薬物（「指定薬物」といいます。）を指定し、「製造」「輸入」「販売」「授受」することを禁止していました。一方では、「持っていて捕まらない」「使っていて処罰されない」といった間違った考えを持ち、それらの薬物の購入・使用を続ける人もいました。

このような状況を受け、平成26年4月1日に薬事法を改正し、指定薬物に対する規制が強化されました。（なお、平成26年11月25日から、薬事法は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に名称が変わりました。）

指定薬物について、◆持っていること（所持）

◆買った、もらったりすること（購入・譲受け）

◆使ったり、試してみたりすること（使用）

が禁止されています。

違反すれば、

● 3年以下の懲役

● 300万円以下の罰金

●区取り組み 区内警察署・不動産業界との覚書の締結

平成27年1月20日、区と区内警察署（牛込、新宿、戸塚、四谷警察署）、不動産業界（東京都宅地建物取引業協会新宿区支部、全日本不動産協会東京都本部新宿支部）は、危険ドラッグの使用が原因で発生する事件事故を防止するため、危険ドラッグ撲滅に向けた覚書を締結しました。



覚書締結式

振り込め詐欺等

振り込め詐欺等は、平成 26 年中に区内で 75 件発生しており、前年比 + 19 件、+ 33.9%と増加しております。また、被害額も約 2 億 2500 万円となっており、前年比約 + 1600 万円と増加しております。

被害に遭わないように、犯行の手口を知っておきましょう。

①【オレオレ詐欺】のだましの手口

①急な電話

「〇〇（息子等の名前） だけど……」「携帯電話の番号が変わった。」などと電話がある。

②だましの口実

- 電車の中に、会社の小切手が入ったカバンを忘れた。
- 株で失敗して、会社の金を使い込んでしまった。
- 不倫相手を妊娠させてしまい、慰謝料が必要だ。

③犯人が取りに来る

「会社の部下（弁護士）を実家に行かせるので、お金を渡してほしい。」と言い、被害者が犯人にお金を渡してしまう。
また、金融機関で振り込ませたり、宅配便で現金を郵送させたりする手口もある。

▶▶▶ 被害

被害に遭わないポイント

「携帯電話の番号が変わった」と言われたら、

必ず元の携帯電話番号にかけ直す！

ことが、1 番の撃退法です。



振り込め詐欺撲滅キャンペーン

②【還付金詐欺】のだましの手口

①急な電話

税務署・社会保険庁・区役所の職員を名乗る者から電話がある。



②だましの口実

- 払い過ぎていた医療費（税金）の返金があります。
- 以前にハガキを出しているが、返信がないので電話しました。
- 今日中に手続きが必要です。
- 今すぐ携帯電話を持って ATM に行き、着いたら電話してください。

③携帯電話で ATM の操作を指示される

被害者が、携帯電話を通じて犯人から言われたとおり操作すると、犯人の口座に現金が振り込まれてしまう。



▶▶▶ 被害

～電話でお金の話が出たら、家族・警察・区に相談しましょう～

侵入窃盗

侵入窃盗は、平成 26 年中に区内で 297 件発生しており、前年比-104 件、-25.9%と減少しております。

●個人宅を狙った侵入窃盗

- **空き巣**………家人等が不在の住宅内に侵入し、金品を盗むこと
平成 26 年中被害 78 件（前年比-41 件、-34.5%）
- **忍込み**………夜間、家人等の就寝時に住宅内に侵入し、金品を盗むこと
平成 26 年中被害 19 件（前年比-4 件、-17.4%）
- **居空き**………家人等が在宅し、食事等をしているときに住宅内に侵入し、金品を盗むこと
平成 26 年中被害 7 件（前年比-3 件、-30.0%）

●店舗・会社を狙った侵入窃盗

- **出店荒し**………閉店中の店舗に侵入し、金品を盗むこと
平成 26 年中被害 108 件（前年比-20 件、-15.6%）
- **事務所荒し**………会社、組合等の事務所に侵入し、金品を盗むこと
平成 26 年中被害 35 件（前年比-15 件、-30.0%）
- **金庫破り**………事務所等に侵入し、金庫を破って、金品を盗むこと
平成 26 年中被害 20 件（前年比-9 件、-31.0%）

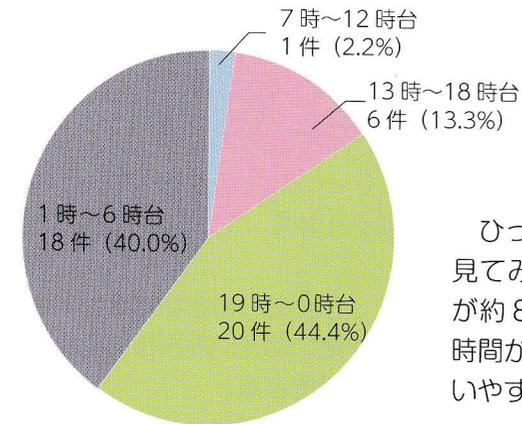
●被害を防ぐために

- **施錠は確実にしましょう**
浴室やトイレの窓も、忘れずに施錠してください。
- **合鍵は置かないようにしましょう**
郵便ポストや植木鉢の下に合鍵を置くのはやめましょう。
- **足場になるものは片付けましょう**
脚立やポリバケツ等は、家の中にいれましょう。
- **新聞をためないようにしましょう**
旅行等で長期間留守にする時は、新聞配達をやめてもらうよう依頼しましょう。

ひったくり

ひったくりは、平成 26 年中に区内で 45 件発生しており、前年比+6 件、+15.4%と増加しております。

●ひったくりの時間帯別の被害（45 件中）



ひったくり被害を時間帯別に見てみると、19 時以降の被害が約 85%を占めており、帰宅時間が遅くなるほど、被害に遭いやすい傾向にあります。

習慣にしましょう

- **金融機関や ATM で現金をおろした後は、特に警戒する**
犯人が狙っているかもしれません。
- **バッグは、車道側ではなく、建物・壁側に持つ**
車道側に持つと、犯人がひったくりしやすくなります。
- **自転車のカゴには、ひったくり防止カバー等をつける**
カバー等をつけておけば、バイク利用のひったくりを防げます。
- **夜間の帰宅時は、遠回りでも明るく、人通りのある道を通る**
ひったくりのほか、チカン被害も防げます。
- **歩きながらのメールや通話は控える**
注意が散漫になり、犯人が近づいてきても気づきません。



万引き

万引きは、平成26年中に区内で1,305件発生しており、前年比+115件、+9.7%と増加しております。

また、区内の刑法犯認知件数の14.2%を占めているため、区民・事業者・警察・区が一体となって「万引きを許さないまち」にしていける必要があります。

万引きは犯罪です。万引きは、刑法第235条「窃盗罪」に該当し、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられる犯罪です。

また、犯行が見つからなくても、見つかって代金を支払っても犯罪です。

●保護者の方へのお願い

- 日頃から善悪のけじめをしつける。
- 親子の対話を大切にする。
- 高価なものを持っていないかなど、子どもの持ち物に気を配る。
- 登下校中の行動や友達づきあい、小遣いの使いみち等に関心を持つ。
- 万引きを知った時は、毅然とした態度をとる。

●販売店の方へのお願い

- 来店者に「いらっしゃいませ。何かお探しですか。」等と声掛けをする。
- 商品の陳列場所や方法に配慮する。
- 防犯カメラを設置する等の監視体制に配慮する。
- 店や店の前を非行化等の温床となる溜まり場にさせない。
- 店内で不審な行動をする者には、必ず「ひと声」かける。



新宿区では、万引き防止CMを作成し、街頭ビジョンで放映しています。

自転車盗

自転車盗は、平成26年中に区内で1,819件発生しており、前年比+215件、+13.4%と増加しております。

また、区内の刑法犯認知件数の約22.1%を占めており、区内で一番多く発生している犯罪になります。

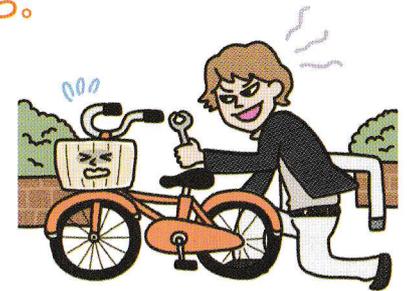
●自転車を停めるときは、必ず施錠しましょう。

買い物などの短時間でも、また、自宅敷地内に停めるときも鍵を掛けるよう習慣付けましょう。鍵は防犯性の高いシリンダー錠などを使用することで、泥棒から狙われにくくなります。



●路上に放置せず、駐輪場に置きましょう。

路上に放置された自転車は、通行の妨げになるだけでなく、泥棒に狙われやすくなります。自転車は、必ず整備された駐輪場に置きましょう。



●防犯登録をしましょう。

防犯登録をすることにより、万一被害に遭った場合でも、発見しやすくなりますので、自転車の購入時には、必ず防犯登録をしましょう。また、所有者が変わるとき(再登録)、氏名や住所が変わるとき(変更登録)、廃棄するとき(抹消登録)は、防犯登録の手続きをしましょう。





新宿区民の安全・安心の推進に関する条例

平成 15 年 6 月 19 日
条例第 41 号

私たちのまち新宿は、乗降客数日本一の駅、超高層ビル群、大規模な地下街や繁華街、さらには木造家屋の密集する地域も抱えており、一たび大地震や都市型水害に見舞われれば、大惨事にまで発展しかねない危険性を有している。

また、自然災害だけでなく、平成 13 年 9 月の歌舞伎町雑居ビル火災をはじめとする事故や近年多発している犯罪も、私たちの生活の安全を脅かしている。

しかし、私たちには、自然災害や事故、犯罪がもたらす被害から新宿のまちを守り、このまちを誰もが安心して暮らすことのできるまちとして、後の世代に継承していく使命がある。

この使命を果たすためには、区民、事業者及び区が、それぞれ自らの役割を自覚し、互いに連携、協働し合って、安全なまちづくりに取り組んでいかなければならない。

ここに、私たちは、自立と助け合いの精神に基づき、誰もが安心して暮らすことのできるまち、訪れる人にとっても心から愛着の持てるまち新宿を、区民、事業者及び区が一体となって創造していくことを決意し、この条例を定める。

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この条例は、区民の安全な生活を確保するために必要な区民、事業者及び区の基本的役割について明らかにするとともに、良好な地域社会の形成に向けた協働への取組に関し基本となる事項を定めることにより、区民が安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 区民、事業者及び区は、その有する能力を十分に発揮し、それぞれの役割を果たすことにより、すべての人が安心して暮らすことのできるまちづくりを推進するよう努めなければならない。

2 区民、事業者及び区は、地域の安全を確保する上で自立及び助け合いの精神に根ざ

した良好な地域社会の担う役割が重要であることを深く認識し、その実現に努めなければならない。

3 区民、事業者及び区は、安全に関する知識及び技能を習得し、非常時に備えるとともに、後の世代にこれらを継承していくよう努めなければならない。

(定 義)

第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害等 地震、洪水、豪雨、暴風その他の異常な自然現象、事故、犯罪、火事又は爆発により生ずる被害をいう。
- (2) 非常時 災害等の原因となる事象又は事態が発生したとき又は発生するおそれのあるときをいう。
- (3) 区民 区内に住所を有する者、区内の

事務所又は事業所に勤務する者及び区内の学校に在学する者をいう。

- (4) 事業者 区内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (5) 各種団体 区内の町会、商店会、防犯協会その他の団体をいう。
- (6) 関係行政機関 区の区域を管轄する警察署、消防署その他区民の安全を確保するための施策を実施する行政機関をいう。

(適用上の注意)

第 4 条 この条例は、第 1 条に規定する目的を達成するためにのみ適用するものであって、何人の自由及び権利をも不当に制限するものではない。

第 2 章 区民、事業者及び区の基本的役割

(区民の基本的役割)

第 5 条 区民は、第 2 条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、常に身の安全に係る点検を行い、生活の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努める。

2 区民は、区及び関係行政機関が実施する生活の安全に関する施策に、積極的に協力するよう努める。

(事業者の基本的役割)

第 6 条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては人命の保護に

最大限の配慮をするとともに、その有する施設等の安全を確保するため常に点検を行う等必要な措置を講ずる。

- 2 事業者は、その従業員に対し、安全に関する知識及び技能を習得する機会を提供するよう努める。
- 3 事業者は、区及び関係行政機関が実施する生活の安全に関する施策に、積極的に協力するよう努める。

(区の基本的役割)

第 7 条 区は、基本理念にのっとり、区民の生活の安全を確保するために必要な施策を推進し、及び体制を整備する。

2 区は、前項の規定により施策を推進し、及び体制を整備するに当たっては、区民及び事業者の意見を積極的に反映するよう努める。

3 区は、区民の生活の安全を確保するため、区民、事業者及び関係行政機関との密接な連携を図る。

(非常時における基本的役割)

第 8 条 区民は、非常時においては、相互に協力して災害等を最小限にとどめるよう努める。

2 事業者は、非常時においては、その有する能力を発揮して、積極的に区民の安全の確保に貢献するよう努める。

3 区は、非常時においては、区民、事業者及び関係行政機関と一体となり、直ちに必要な措置を講ずる。





第3章 良好な地域社会の形成に向けた 協働への取組

第1節 良好な地域社会の形成

(良好な地域社会の形成)

第9条 区民及び事業者は、それぞれ自立及び助け合いの精神に基づき、安全なまちづくりのための地域活動（以下「安全推進地域活動」という。）を実践することにより、良好な地域社会をはぐくむよう努めるものとする。

2 区は、区民及び事業者が安全推進地域活動を実践している場合は、その活動に対し、必要な支援を行わなければならない。

(各種団体の安全推進地域活動に対する支援等)

第10条 区は、各種団体が安全推進地域活動を実践している場合は、その活動に対し必要な支援を行うとともに、区民、事業者及び他の各種団体との相互の連携を強化するために必要な措置を講じなければならない。

(要援護者への配慮)

第11条 区民及び事業者は、高齢者、障害者、児童その他の非常時において特に援護を必要とする者（以下「要援護者」という。）が、地域で安心して暮らすことができるよう配慮するものとする。

2 区は、要援護者に配慮した施策を推進す

るとともに、その体制を整備しなければならない。

第2節 安全推進地域活動重点地区

(重点地区の指定等)

第12条 区民、事業者及び各種団体は、安全推進地域活動を自主的かつ積極的に実践している場合は、区長に対し、その実践している地域を安全推進地域活動重点地区（以下「重点地区」という。）として指定するよう申出を行うことができる。

2 区長は、前項の申出があった場合は、期間を定めて、その地域を重点地区として指定することができる。

3 区は、重点地区において実践されている安全推進地域活動に対しては、積極的な支援を行わなければならない。

(重点地区の指定の変更及び解除)

第13条 区長は、前条第1項の申出を行ったものから、その申出に基づき重点地区として指定した地域について変更の申出があった場合は、その指定した地域を変更することができる。

2 区長は、前条第2項の期間（以下「指定期間」という。）が満了したときは、その重点地区の指定を解除するものとする。

3 区長は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、指定期間の満了前においても、その重点地区の指定を解除することができる。

(1) 前条第1項の申出を行ったものから、その申出に基づき指定した重点地区について、指定の解除の申出があったとき。

(2) 重点地区において、安全推進地域活動が自主的かつ積極的に実践されている事実がないと認められるとき。

(3) その他区長が、重点地区の指定を解除する必要があると認めるとき。

(重点地区の指定期間等の更新)

第14条 区長は、指定期間が満了する場合において、その重点地区で安全推進地域活動を自主的かつ積極的に実践しているものから、その指定期間について更新の申出があった場合は、その指定期間を更新することができる。更新した期間が満了する場合において、その重点地区で安全推進地域活動を自主的かつ積極的に実践しているものから、その更新した期間について更に更新の申出があった場合についても、同様とする。

第3節 安全なまちづくりに向けた 啓発活動等

(啓発活動)

第15条 区は、区民及び事業者が自主的に安全なまちづくりを推進することができるようにするため、安全に関する知識の普及及び情報の提供等必要な啓発活動を行わなければならない。

(人材の育成)

第16条 区は、安全なまちづくりを推進するための活動を支える人材を常に育成するよう努めなければならない。

(功績者表彰)

第17条 区は、安全なまちづくりのために顕著な功績があると認められるものに対し、表彰を行うことができる。

第4章 地域防災計画に基づく施策の推進

(地域防災計画に基づく施策の推進)

第18条 区は、この条例に定めるもののほか、地震、洪水、豪雨、暴風その他の異常な自然現象又は大規模な火事、爆発若しくは事故に係る災害に対しては、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条第1項の規定により作成された新宿区地域防災計画に基づく施策を推進することにより、区民の安全の確保を図るものとする。

第5章 補 則

(委 任)

第19条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



安全推進地域活動重点地区 100 団体

(平成 27 年 2 月現在)

四谷地区

- 新宿三丁目町会・新宿四丁目町会
- 花園町会
- 新宿二丁目町会
- 四谷三丁目商店街振興組合
- 新宿一丁目町会
- 南元町町会
- 舟町町会
- 四谷中学校 PTA

笹笥町地区

- 笹笥地区協議会
- 市谷左内町町会
- 袋町町会
- 西五軒町町会
- 神楽坂通り商店会
- 牛込中央通り商店会
- 中町町会
- 神楽坂六丁目町会
- 神楽坂商店街振興組合
- 細工町町会
- 納戸町町会
- 赤城元町町会
- 本多横丁商店会

榎町地区

- 牛込仲之小学校 PTA
- 早稲田南町町会
- 天神町町会
- 早稲田鶴巻町南町会
- 原町一丁目町会

- 原町二丁目町会
- 牛込弁天町町会
- 原町三丁目町会
- 水道町町会
- 築地町町会
- 赤城下町会
- 榎地区協議会安全安心分科会

若松町地区

- 若松町町会
- 戸山地区合同防災防犯実行委員会
- 富久町中町会
- 富久北町会
- 東戸山小学校 PTA
- 戸山ハイツ北地区自治会
- 戸山ハイツ東地区自治会
- 戸山ハイツ西地区自治会
- 戸山ハイツ南地区自治会
- 若松地区協議会

大久保地区

- 大久保・百人町環境浄化対策協議会
- 西戸山小学校 PTA
- 新宿六丁目一新会
- 新宿東二町会
- オレンジコートショッピングセンター会
- 百人町三丁目町会
- 都営百人町 3 丁目アパート連絡会 2 号棟会
- 区営大久保三丁目自治会

戸塚地区

- 戸塚第三小学校 PTA
- 高田馬場南親睦会
- 戸塚町四丁目南町会
- 戸塚第一小学校 PTA・戸塚第二小学校 PTA
- 稲穂会
- 高田馬場三丁目光和会
- 高田馬場西商店街振興組合
- 西早稲田二丁目協和町会
- ワセダグランド商店会
- 西早稲田商店会
- 西早稲田文化町会
- 百人町 4 丁目連絡会
- 戸塚地区協議会
- 戸塚地区青少年育成委員会
- 高田馬場町会

落合第一地区

- 下落合東町会
- 下落合町会知久会
- 下落合四丁目町会
- 上落合東部町会
- 中落合二丁目町会
- 中落合三丁目やよい町会
- 中落合一丁目みどり町会
- 高田馬場住宅管理組合
- 落合第四小学校 PTA
- 落合第一地区協議会
- 落合第一地域ねこの会

落合第二地区

- 上落合三丁目町会
- 西落合町会
- 上落合中央町会

柏木地区

- It's 東京フォーサイトスクエア
- 北新宿三丁目柏親会
- 北新宿四丁目町会
- 北新宿三丁目町会
- 柏木小学校 PTA
- 柏木三和会
- 新宿広小路会
- 西新宿七丁目町会

角筈地区

- 新宿西口商店街振興組合
- 西新宿商興会
- 西新宿角三町会
- 西新宿一丁目商店街振興組合
- 淀橋町会
- 西新宿小学校 PTA

区役所

- 歌舞伎町商店街振興組合・歌舞伎町二丁目町会
- 新宿東口商店街振興組合
- 新宿大通商店街振興組合
- 新宿駅前商店街振興組合
- 新宿サブナード商店会
- 新宿三光商店街振興組合

防犯ボランティアグループ 42 団体

(平成 27 年 2 月現在)

四谷地区

- 左門町町会
- 霞ヶ丘町町会
- 四谷地区青少年育成委員会

笹塚地区

- 中町防犯パトロール会
- 笹塚地区青少年育成委員会
- 神楽坂二丁目町会
- 牛込ワンワンパトロール隊

榎町地区

- 馬場下町会
- 早稲田地区青少年育成委員会
- 鶴巻小学校 PTA
- 喜久井町町会
- 鶴巻西町会
- 白銀公園犬の自主管理クラブ

若松町地区

- 東富久町会
- 新宿チャレンジスポーツ文化クラブ
- 地域友好会
- 地域守る会
- 東京韓国学校初等部 PTA
- 戸山ハイツ 33 号棟自治会

大久保地区

- 大久保地区青少年育成委員会
- 戸山団地見守り隊
- 戸山団地防犯パトロール隊
- 日清食品株式会社東京本社

- 株式会社ロッテ新宿工場
- 都営百人町 3 丁目アパート
3・4 号棟自治会
- 大久保三丁目パトロール隊

戸塚地区

- 子ども見守りチャレンジ事業
実行委員会
- 都営住宅百人町 10 号～11 号棟

落合第一地区

- 落合の緑と自然を守る会

落合第二地区

- 西落合自主安全パトロール隊
- 目白大學志傳會

柏木地区

- 柏木青少年育成委員会防犯パトロール
- パティオ・セキュリティ・クラブ
- 北新宿サマリアマンション管理組合
- プレジール北新宿管理組合
- ライオンズシティ西新宿管理組合
- マック新宿コート管理組合

角筈地区

- 西新宿四丁目町会
- ゼノン西新宿
- 株式会社ロッテ
- 日興コーディアル新宿支店

区役所

- 株式会社コマ・スタジアム

